

令和7年度平戸市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は、長崎県の北西部に位置し、周囲のほとんどを海に囲まれており、対馬暖流と季節風の影響により温暖な気候となっています。

本市における農作物の作付状況は、水稻が多く、次いで飼料作物、ばれいしょ、たまねぎ、いちご、アスパラガスといった高収益作物が多く栽培されています。

水田農業においては、肉用繁殖牛経営との深い結びつきがあり、稲わら、粗飼料生産、たい厩肥の有機質肥料利用などにおいて、耕種農家と畜産農家の間で有機的な連携がなされています。

しかし一方では、全国的にも課題となっている少子高齢化や物価高騰対策は本市においても大きな課題となっており、それに伴う農家の減少、担い手不足、耕地面積の減少など影響は多岐にわたります。

また、イノシシによる農作物被害も依然として続いており、地域での被害対策の実施も重要となる中で、作業効率化のための農業機械の集約や担い手への農地集積等が課題となっています。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市は肉用牛をはじめ、露地・施設野菜、水稻など多様な農業が営まれています。今後は水田を有効に活用した肉用牛、高収益作物などの所得向上を図ることができる品目の振興を図るため、農業者の維持や規模拡大、スマート農業などの推進を図り省力化対策や生産性の向上に取り組みます。

また、規模拡大の推進だけでなく農業経営における補完作物についても安定的に生産することができる仕組みづくりや農産物直売所等独自の流通を活かした栽培を推進します。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

畑地化については、水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないか等を適宜確認し、該当する圃場があればブロックローテーション等を検証しつつ対策を図っていきます。

4 作物ごとの取組方針等

需要に応じた主食用米の生産を行った上で、飼料作物、振興作物を中心とした各種転作作物の作付推進を図ります。

また、水田機能をそのまま利用し生産可能である新規需要米（飼料用イネを含む）を引き続き推進を行い、二毛作の取り組みについては、耕地利用率向上のため、肉用繁殖牛飼養農家や露地野菜栽培農家を中心に積極的な推進を図ります。

(1) 主食用米

主食用米の需給見通しを踏まえながら、栽培地域の適応条件や消費者の嗜好への対応を考慮した品種選定、栽培コストの削減に取り組みます。

特に、高温耐性品種である「にこまる」「なつほのか」を推進し、安定的な生産と生産者の所得向上を図ります。

(2) 非主食用米

ア WCS用稲（稲発酵粗飼料）

水田機能をそのまま利用し生産可能であることから積極的に推進します。

特に、WCS用稲の専用品種の作付支援することで面積拡大を図ります。

イ 新市場開拓用米

主食用米からの転換を進め、実需者のニーズに対応した面積拡大を行います。

(3) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆については、ゲタ対策等を活用し、生産組織等を中心に需要に応じた生産・販売による産地地消の取り組みを強化します。

また、麦については長崎県が奨励品種として位置づけている「長崎W2号」の面積拡大を図ります。

飼料作物については、耕種農家と畜産農家の連携を図りながら不作付地の利活用による自給飼料の生産量確保及び作付面積拡大や飼料価格の高止まりなどによる生産コストの上昇に対応するため二毛作取り組みの推進を図ります。

(4) そば、なたね

産地交付金を活用し、土地の有効活用を行いながら需要に応じた作付を推進します。

(5) 高収益作物

- ①作物の特性に応じた安定的な生産を目指しながら、水田への野菜作付による園芸産地の育成を目指します。
- ②需給状況に合わせて中核的農家や認定農業者を中心とする生産組織を育成強化し、所得の増加が見込まれる地域振興作物を中心に省力化・低コスト化による園芸産地の体制強化を推進します。
- ③振興作物は、【いちご・ブロッコリー・アスパラガス・豆類（いんげん・そら豆・えんどう）・たまねぎ・ばれいしょ・ミニトマト・かぼちゃ・葉たばこ】で、特に裏作推進のため、ブロッコリー、かぼちゃ、ばれいしょ、豆類については、産地交付金を活用し、現状の作付面積を維持しながら、水田フル活用を促進します。
- ④露地野菜の産地拡大のため、機械化を推進し、作付面積の拡大を図ります。特に、平戸市の風土に合った品目の作付を推進し、産地交付金を活用しながら、現状の作付面積を維持しながら、水田フル活用を促進します。
- ⑤小規模の経営面積でも収益性が高く、また軽量で収穫物の扱いが容易な豆類（そらまめ・いんげん・えんどう）を振興品目として位置付け、女性農業者や高齢農業者へ推進します。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	782.4	0	782.4	0	990	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	0	0	0	0	0	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	4.1	0	4.1	0	5	0
WCS用稲	251.2	0	251.2	0	260	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	29.9	24.6	34.2	28.4	30	25
大豆	0.0	0	0.0	0	0.5	0
飼料作物	503.7	323.3	503.7	323.3	560	350
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0.2	0	0.2	0	0.5	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	35.8	10.7	35.8	10.7	39.5	15
・野菜	33.0	10.7	33.0	10.7	37	15
・花き・花木	0.5	0	0.5	0	0.5	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	2.4	0	2.4	0	2	0
その他	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
畑地化	2.8	0	1.3	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	用途名	目標	前年度(実績)	目標値
1	そば・なたね	そば・なたね助成 (基幹)	そば、なたねの 作付面積拡大	(令和6年度) 0ha	(令和8年度) 0.5ha
2	新市場開拓用米	新市場開拓用米の作付支援 (基幹)	新市場開拓用米の 取組面積拡大	(令和6年度) 0ha	(令和8年度) 2.5ha
3	振興作物[いちご、ブロッコリー、アスパラガス、豆類(いんげん、そら豆、えんどう)、たまねぎ、ばれいしょ、ミニトマト、かぼちゃ、種苗類(いちご、たまねぎ)、葉たばこ] ※二毛作については、振興作物のうち、ブロッコリー、豆類(いんげん、そら豆、えんどう)、たまねぎ、ばれいしょ、かぼちゃのみ対象	地域振興作物助成 (基幹・二毛作)	地域振興作物の 作付面積拡大	(令和6年度) 28.2ha	(令和8年度) 33.0ha
4	振興作物	担い手に対する助成 (基幹・二毛作)	担い手が取り組む園芸 作物の作付面積拡大	(令和6年度) 17.1ha	(令和8年度) 20.0ha
5	WCS用稲	WCS用稲専用品種 取組助成(基幹)	WCS用稲(専用品種)の 取組面積拡大	(令和6年度) 75.5ha	(令和8年度) 77.0ha
6	基幹作の野菜、花き・花木	その他野菜、 花き・花木助成(基幹)	その他野菜、花き・花木 等の作付面積拡大	(令和6年度) 3.5ha	(令和8年度) 8.0ha
7	戦略作物(麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、 加工用米)、そば、なたね	戦略作物、そば、なたね への支援(二毛作)	戦略作物、そば、なたね の二毛作取組面積拡大	(令和6年度) 296.6ha	(令和8年度) 305.0ha
8	WCS用稲、飼料作物等	資源循環への支援 (耕畜連携:基幹・二毛作)	耕畜連携による資源 循環への取組面積拡大	(令和6年度) 15.7ha	(令和8年度) 17.0ha
9	小麦(長崎W2号)	県育成小麦取組助成 (基幹・二毛作)	長崎W2号の 取組面積拡大	(令和6年度) -	(令和8年度) 35.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：長崎県

協議会名：平戸市地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000	そば、なたね	作付面積に応じて支援
2	新市場開拓用米の作付支援(基幹)	1	20,000	新市場開拓用米	作付面積に応じて支援
3	地域振興作物助成(基幹)	1	17,000	いちご、ブロッコリー、アスパラガス、豆類(いんげん、そら豆、えんどう)、たまねぎ、ばれいしょ、ミニトマト、かぼちゃ、種苗類(いちご、たまねぎ)、葉たばこ	作付面積に応じて支援
3	地域振興作物助成(二毛作)	2		ブロッコリー、豆類(いんげん、そら豆、えんどう) たまねぎ、ばれいしょ、かぼちゃ	
4	担い手に対する助成(基幹)	1	10,000	いちご、ブロッコリー、アスパラガス、豆類(いんげん、そら豆、えんどう)、たまねぎ、ばれいしょ、ミニトマト、かぼちゃ、種苗類(いちご、たまねぎ)、葉たばこ	作付面積に応じて支援
4	担い手に対する助成(二毛作)	2			
5	WCS用稲専用品種取組助成(基幹)	1	3,000	WCS用稲	作付面積に応じて支援
6	その他野菜、花き・花木助成(基幹)	1	10,000	別紙のとおり	作付面積に応じて支援
7	戦略作物、そば、なたねへの支援(二毛作)	2	10,000	戦略作物(麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米)、そば、なたね	作付面積に応じて支援
8	資源循環への支援(耕畜連携・基幹)	1	13,000	WCS用稲、飼料作物等(別表1のとおり)	作付面積に応じて支援
8	資源循環への支援(耕畜連携：二毛作)	2	13,000	WCS用稲、飼料作物等(別表1のとおり)	作付面積に応じて支援
9	県育成小麦取組助成(基幹)	1	2,000	小麦(長崎W2号)	作付面積に応じて支援
9	県育成小麦取組助成(二毛作)	2	2,000	小麦(長崎W2号)	作付面積に応じて支援

別紙 その他野菜、花き・花木助成の対象作物一覧

きゅうり、トマト、なす、ピーマン、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、
ねぎ、レタス、だいこん、にんじん、さといも、れんこん、しょうが、えだまめ、かんしょ、
にら、深ねぎ、オクラ、にがうり、ごぼう、高菜、なばな、グリーンピース、しそ、にんにく、
キク、カーネーション、しきみしば、さかき、バラ、トルコキキョウ、ほうずき、すいせん、
ひまわり、ゆり、葉ぼたん、ミモザ

○耕畜連携の別表

別表1 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用カブ、飼料用ビート、飼料用しば

別表2 要件

- ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。
 - ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
 - ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く）であること。
 - ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
 - ・堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。
- ※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

平戸市地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠(A+B)		活用予定額
	当初配分(A)	追加配分(B)	
平戸市地域農業再生協議会	40,998,000	40,998,000	40,997,400

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

40,998,000 円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3														合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物					その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木	果樹				その他の高収益作物
1	そば・なたね助成(基幹)	1	20,000																0	0	
2	新市場開拓用米の作付支援(基幹)	1	20,000																0	0	
3	地域振興作物助成(基幹)	1	17,000										1,529				240		1,769	3,007,300	
3	地域振興作物助成(二毛作)	2	17,000										1,050						1,050	1,785,000	
4	担い手に対する助成(基幹)	1	10,000										829				240		1,069	1,069,000	
4	担い手に対する助成(二毛作)	2	10,000										646						646	646,000	
5	WCS用稲専用品種取組助成(基幹)	1	3,000						7,552										7,552	2,265,600	
6	その他野菜、花き・花木助成(基幹)	1	10,000										301	49					350	350,000	
7	戦略作物、そば、なたねへの支援(二毛作)	2	10,000	2,849		26,295													29,144	29,144,000	
8	資源循環への支援(耕畜連携:基幹)	1	13,000			38			825										863	1,121,900	
8	資源循環への支援(耕畜連携:二毛作)	2	13,000			710													710	923,000	
9	県育成小麦取組助成(基幹)	1	2,000	579															579	115,800	
9	県育成小麦取組助成(二毛作)	2	2,000	2,849															2,849	569,800	
合計(基幹)※4			実面積	579	0	38			7,552					1,830	49		240		10,288	※6	
合計(二毛作)※4			実面積	2,849	0	26,295								1,050					30,194	40,997,400	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分を受けた場合は、上限額を15,000円として、次式により整理番号7の単価を増額する。
(配分額－整理番号3～6、8～9の所要額)÷整理番号7の取組面積＝調整後の単価(1,000円未満は切り捨て)

地域の取組に応じた配分については、整理番号1、2の上限単価調整用の原資とする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分枠を超過した場合は、次式により整理番号7の単価を減額する。
(配分額－整理番号3～6、8～9の所要額)÷整理番号7の取組面積＝調整後の単価(1,000円未満は切り捨て)

6. 高収益作物について

葉たばこ

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会			整理番号	1	
使途名	そば・なたね助成（基幹）					
対象作物	そば・なたね（播種前契約等を締結したもの）					
単 価	20,000円／10 a					
課 題	平戸市においては農業者の高齢化や担い手の不足など労働力不足により、耕作放棄地が増加している状況である。作付け実績はあるものの、目標に満たないため、今後も栽培の拡大を図る。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	そば、なたねの 作付面積拡大	目標	0.3ha	0.3ha	0.4ha	0.5ha
		実績	0.2ha	0ha		
内 容	本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組への支援として、水田に作付された、そば・なたね（播種前契約等を締結したもの）に対し、助成を行う。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売・自家加工販売の目的で、そば・なたねの播種前契約等を締結し、生産した販売農家、集落営農とする。 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱において交付金対象農地に該当する水田。 <p>○交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そば・なたねの播種前契約等を締結して、生産した圃場を助成の対象とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①そば・なたねの播種契約等を締結又は自家加工販売計画書を作成して、作付していること。 ②本年6月末までに、交付申請書・営農計画書・播種前契約の写し・自家加工販売計画書等を提出していること（収穫・出荷販売が完了している春そば・なたねは出荷販売契約書の写し・販売伝票等の写し・自家加工販売実績報告書等を提出） ③追加配分枠（そば・なたね）を活用するため、追加配分枠の通知後に提出された播種前契約書・出荷販売契約書・自家加工販売計画書等は交付対象外とする。 （追加配分枠の再追加は不可能のため） ④追加配分対象面積より作付面積が少ない場合、作付面積を基に交付対象とする。大幅に下回る場合は、申請者に理由書を提出させ理由を確認する。 ⑤追加配分対象面積を作付面積が超過した場合は、単価を減額調整して交付する。 <p>○その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上の取組として、排水対策の実施を要件とする。 					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。 <p>③作付、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び販売伝票等により確認する。 					
成果等の 確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。					
備考	支援年限：令和8年度					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	新市場開拓用米の作付支援（基幹）					
対象作物	新市場開拓用米					
単 価	20,000円／10 a					
課 題	主食用米については、需要に応じた生産が重要であるが、将来に向けた取組として、今後大きな需要が見込まれる新たなマーケットを切り拓いていくことも重要な課題である。このため、主食用米から新市場開拓用米への転換を図る必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	新市場開拓用米の 取組面積拡大	目標	2.2ha	2.3ha	2.4ha	2.5ha
実績		0ha	0ha			
内 容	国内外のコメの新市場の開拓を図る輸出用米等の米穀作付の取組面積に助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農）。 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策等実施要綱別紙1の交付対象農地に該当する水田。 <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> 畦畔を除く対象作物の作付面積。 <p>○取組要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める加工用米等取組計画書の届出の受理が行われていること。 					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田台帳に記載された水田であることを確認する。 <p>③作付、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地確認及び販売伝票等により確認する。 					
成果等の 確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。					
備考	支援年限：令和8年度					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会			整理番号	3	
使途名	地域振興作物助成（基幹・二毛作）					
対象作物	<p>○基幹作 振興作物 [いちご、ブロッコリー、アスパラガス、豆類（いんげん、そら豆、えんどう）、たまねぎ、ばれいしょ、ミニトマト、かぼちゃ、種苗類（いちご、たまねぎ）、葉たばこ]</p> <p>○二毛作 振興作物② [ブロッコリー、豆類（いんげん、そら豆、えんどう）、たまねぎ、ばれいしょ、かぼちゃ]</p>					
単 価	17,000円/10a					
課 題	所得の増加が見込まれる高収益作物を推進するにあたり、対象作物に応じた安定的な生産や園芸産地の育成が必要である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地域振興作物の 作付面積拡大	目標	37.2ha	31.0ha	32.0ha	33.0ha
		実績	30.7ha	28.2ha		
内 容	<p>本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組の支援として、振興作物として上記に指定する対象作物を作付・販売した場合、作付面積に応じて定額助成する（種苗類も含む）。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者 ・協議会の水田台帳に記載された農業者。</p> <p>○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱において交付対象農地に該当する水田。</p> <p>○助成対象面積 ・畦畔を除く対象作物の作付面積。</p> <p>○その他 ・二毛作の組み合わせは以下の通りとする。 【主食用米や戦略作物+振興作物②、振興作物①（種苗類は含まない）+振興作物②】 ・同一圃場で同一作物が2回以上作付される場合は1回限り助成する。</p>					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じる】 ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。</p> <p>②助成対象水田 ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。</p> <p>③作付、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】 ・現地確認及び販売伝票等により確認する。</p>					
成果等の 確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。					
備考	支援年限：令和8年度					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会	整理番号	4		
使途名	担い手に対する助成（基幹・二毛作）				
対象作物	振興作物（いちご、ブロッコリー、アスパラガス、豆類（いんげん、そら豆、えんどう）、たまねぎ、ばれいしょ、ミニトマト、かぼちゃ、種苗類（いちご、たまねぎ）、葉たばこ）のみ対象。				
単 価	10,000円／10 a				
課 題	<p>農業者の高齢化や後継者不足などの要因により、農業者の離農や耕作放棄地が増加しており、担い手への農地集積等を行っていく必要がある。</p> <p>そのため、担い手の確保及び担い手への支援が課題となっている。</p>				
目 標		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	担い手が取り組む園芸作物の作付面積拡大	目標 29.0ha	18.0ha	19.0ha	20.0ha
		実績 17.5ha	17.1ha		
内 容	<p>本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組の支援として、担い手（認定農業者、認定就農者、農業法人集落営農組織）が作付する園芸作物取組について、基幹作と二毛作の作付について、1作ごとに乗せ支援を行う。</p>				
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市内で担い手（認定農業者、認定新規就農者、農業法人及び集落営農組織）として位置づけられている農業者及び団体。 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱において交付対象農地に該当する水田。 <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔を除く対象作物の作付面積。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二毛作の組み合わせは以下の通りとする。 【主食用米や戦略作物＋振興作物②、振興作物①（種苗類は含まない）＋振興作物②】 ・同一圃場で同一作物が2回以上作付される場合は1回限り助成する。 ・対象となる園芸作物については、水田収益力強化ビジョンで地域で今後重点的に振興を図る園芸品目（地域振興作物【いちご、ブロッコリー、アスパラガス、豆類（いんげん、そら豆、えんどう）、たまねぎ、ばれいしょ、ミニトマト、かぼちゃ、種苗類（いちご、たまねぎ）、葉たばこ】）とする。 				
取組の確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。 ・認定農業者、認定新規就農者、農業法人及び集落営農組織については、市の担い手リストにより確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。 <p>③作付、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び販売伝票等により確認する。 				
成果等の確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。				
備考	支援年限：令和8年度				

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会			整理番号	5	
使途名	WCS用稲専用品種取組助成（基幹）					
対象作物	WCS用稲					
単 価	3,000円／10a					
課 題	平戸地域の水田農業は、肉用繁殖牛経営と深い結びつきがあり、稲わら、粗飼料生産など、家畜へ給餌する飼料の供給等を行ってきた経緯もあり、水田機能をそのまま利用し生産できるWCS用稲を積極的に推進していく必要があり、特に、多収である専用品種での取り組みを拡大する必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	WCS用稲(専用品種)の取組面積拡大	目標	45.0ha	61.0ha	76.0ha	77.0ha
		実績	59.6ha	75.5ha		
内 容	本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組の支援として、多収性専用品種を用いたWCS用稲を作付けし、家畜に給餌した場合、定額助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の水田台帳に記載された農業者 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策等実施要綱において交付対象農地に該当する水田。 (なお、4kg/10aの播種量を基準とする。) <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> 畦畔を除く対象作物の作付面積 <p>○その他要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 当年産用に(一社)日本草地畜産種子協会を通じて購入したWCS用稲専用品種の種子とする。 対象品種：夢あおば、ホシアオバ、モグモグあおば、タチアオバ、ペこあおば、たちすずか、たちあやか、つきはやか、つきことか、つきあやか、つきすずか 同一圃場で対象作物が2回以上される場合は1回限り助成する。 新規需要米について、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1第5の1）の届出の受理が行われていること。 					
取組の確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じる】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田台帳に記載された水田であることを確認する。 <p>③作付、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地確認及び販売伝票等により確認する。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> WCS用稲専用品種の種子の購入については、種子購入伝票により確認を行う。 <p>⑤新規需要米取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規需要米取組関係書類 					
成果等の確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。					
備考	支援年限：令和8年度					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会	整理番号	6		
使途名	その他野菜、花き・花木助成（基幹）				
対象作物	基幹作の野菜、花き・花木（別紙のとおり）				
単 価	10,000円／10 a				
課 題	<p>農業者の減少や担い手の不足、耕作放棄地が増加している状況である。一方、市内における直売所や市場では、多くの野菜等が販売されており、市民や観光客が多く利用するため、農業者にとって重要な収入源の一つである。このような状況の中で、多種多様なニーズに対応するため対象作物への支援が必要である。</p>				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	その他野菜、花き・花木等の作付面積拡大	目標	4.5ha	6.0ha	7.0ha
		実績	5.7ha	3.5ha	
内 容	<p>本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組の支援として、花き・花木、その他野菜（振興作物以外）を作付し、県北地域（平戸・松浦・佐々・佐世保）の直売所等に販売した場合、その作付面積に応じて定額助成する。</p>				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の水田台帳に記載された農業者 ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱において交付対象農地に該当する水田。 ○助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔を除く対象作物の作付面積 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物については、別紙に定める品目以外で、地域協議会長が特に認める場合は対象にできることとする。 ・同一圃場で対象作物が2回以上される場合は1回限り助成する。 ・対象作物を作付けし、出荷・販売すること。 				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じる】 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。 ②助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。 ③作付、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び販売伝票等により確認する。 ④その他 <ul style="list-style-type: none"> ・販売のない花木（種苗類のみ）については、作業日誌により確認する。 				
成果等の 確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。				
備考	支援年限：令和8年度				

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会	整理番号	7		
使途名	戦略作物、そば、なたねへの支援（二毛作）				
対象作物	戦略作物（麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米）、そば、なたね				
単 価	10,000円/10a（15,000円/10a）				
課 題	<p>農業者の高齢化や後継者不足などの要因により、農業者の離農や耕作放棄地が増加しており、今後、更なる作付面積の減少が進むと考えられることから、二毛作の取り組みによる水田フル活用を推進する必要がある。</p>				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	戦略作物、 そば、なたねの 二毛作取組面積拡大	目標 310.0ha 実績 312.9ha	315.0ha	300.0ha	305.0ha
内 容	<p>当年産において、「主食用米と戦略作物、そば、なたね」又は「戦略作物と戦略作物、そば、なたね」の組み合わせによる二毛作を行う場合、二毛作として作付けする戦略作物の作付面積に応じて助成する。</p>				
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農） <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱において交付対象農地に該当する水田 <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔を除く対象作物の作付面積 <p>○対象作物ごとの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙12の戦略作物助成の要件を満たすものとする。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米、加工用米について、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する 要領別紙1第5の1）の届出の受理が行われていること。 				
取組の 確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。 <p>③作付け、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書、現地確認及び出荷伝票等により確認する。 <p>④新規需要米取組、加工用米</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米取組関係書類、加工用米取組関係書類 				
成果等の 確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。				
備考	支援年限：令和8年度				

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会	整理番号	8			
使途名	資源循環への支援（耕畜連携：基幹・二毛作）					
対象作物	WCS用稲、飼料作物等（別表1のとおり）					
単 価	13,000円／10a					
課 題	平戸地域の水田農業は、肉用繁殖牛経営と深い結びつきがあり、稲わら、粗飼料生産など、家畜へ給餌する飼料の供給等を行ってきた経緯もあり、耕種農家と畜産農家が連携し、資源循環による水田への堆肥の施肥により、飼料作物の安定した生産を進める必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	耕畜連携による 資源循環への 取組面積拡大	目標	8.0ha	7.0ha	16.0ha	17.0ha
		実績	6.1ha	15.7ha		
内 容	連携の相手方となる者との間に3年間以上の期間で締結する利用供給協定に基づき実施される飼料生産水田への堆肥散布の取組面積に応じて助成					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○助成対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農）。 ○助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱において交付対象農地に該当する水田。 ○助成対象面積 <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔を除く対象作物の作付面積。 ○取組ごとの要件 <ul style="list-style-type: none"> ・別紙「耕畜連携の別表」別表2のとおり。 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米について、加工用米等取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1第5の1）の届出の受理が行われていること。 					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じて確認】 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載されている農業者であることを確認する。 ②助成対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。 ③作付け、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び出荷伝票等により確認する。 ④取組要件 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認、作業日誌等。 ⑤新規需要米取組 <ul style="list-style-type: none"> ・新規需要米取組関係書類。 					
成果等の 確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。					
備考	支援年限：令和8年度					

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	平戸市地域農業再生協議会	整理番号	9			
使途名	県育成小麦取組助成（基幹・二毛作）					
対象作物	小麦（長崎W2号）					
単 価	2,000円／10a					
課 題	<p>国産小麦の需要が高まる中、長崎県においても「長崎ちゃんぽん」用小麦として「長崎W2号」の生産、産地化を図っている。</p> <p>本市においても、「長崎W2号」の生産面積が拡大傾向にあるものの、コスト面等の課題もあり更なる安定した生産・供給を図るための対策が必要である。</p>					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	長崎W2号 の取組面積拡大	目標	—	—	34ha	35ha
		実績	—	—		
内 容	<p>本地域で作成した、水田収益力強化ビジョンに基づく取組の支援として、上記に指定する対象作物を作付・販売した場合、作付面積に応じて助成する。</p>					
具体的要件	<p>○助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の水田台帳に記載された農業者又は集落営農（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に基づく集落営農）。 <p>○助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱において交付対象農地に該当する水田。 <p>○助成対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔を除く対象作物の作付面積。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当年産用にながさき西海農業協同組合を通じて購入した長崎W2号の種子とする。 					
取組の 確認方法	<p>①助成対象者【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の3に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載されている農業者又は集落営農であることを確認する。 <p>②助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳に記載された水田であることを確認する。 <p>③作付け、販売確認【経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の4に準じて確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び出荷伝票等により確認する。 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦の種子の購入確認については、種子購入伝票により行う。 					
成果等の 確認方法	令和8年2月までに、交付対象面積を集計し、令和7年度目標値に対する達成度を確認する。					
備考	支援年限：令和11年度					

○耕畜連携の別表

別表1 飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用カブ、飼料用ビート、飼料用しば

別表2 要件

- ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。
 - ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
 - ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその委託を受けた者（飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く）であること。
 - ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
 - ・堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。
- ※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。

別紙 その他野菜、花き・花木助成の対象作物一覧

きゅうり、トマト、なす、ピーマン、すいか、メロン、キャベツ、はくさい、ほうれんそう、
ねぎ、レタス、だいこん、にんじん、さといも、れんこん、しょうが、えだまめ、かんしょ、
にら、深ねぎ、オクラ、にがうり、ごぼう、高菜、なばな、グリーンピース、しそ、にんにく、
キク、カーネーション、しきみしば、さかき、バラ、トルコキキョウ、ほうずき、すいせん、
ひまわり、ゆり、葉ぼたん、ミモザ